区道の自費工事(道路法第24条承認工事)をされる方へ
施工前と施工後の2回立会いが必要です

(1)自費工事施工前の立会いについて(影響立会)

①外構施工前の足場・仮囲いを外した状態(道路が確認できる状態)、かつ、ライフライン(電気・ガス・水道ほか)供給工事を実施し、道路を仮復旧した状態となった段階で、下記の道路管理課 掘削指導担当までご連絡下さい。

②工事申請者(建築施工者)、ライフライン事業者及び区職員による現地立会を行い、以下内容を確認します。

・自費工事申請の範囲
・供給工事でライフライン事業者が道路本復旧する範囲
・建築工事等の影響で道路が損傷した範囲

③区職員が以上を踏まえ、全体の復旧範囲を提示しますので、施工者間でそれぞれの施工範囲や工程等の調整を行います。また、施工範囲が競合する(重なる・近接する)場合は、舗装等の一括施工のため、代表施工者及び負担割合等を施工者間で決めていただき、工事を進めます。

【注】・ライフライン事業者への立会連絡、日程調整は、区職員が行います。
・一時切下げ工事の場合は、原状回復工事の際に立会いを行います。
・施工前立会を行わないまま工事を進めた場合、やり直しが必要となることがあります。

(2)自費工事施工後の立会いについて(竣工立会)

①工事が完了したのち、速やかに道路管理課 掘削指導担当までご連絡ください。区職員が現地にて立会い、施工結果を確認します。

②立会いの際、工事記録写真※(施工前・中・後)を確認しますので、準備をお願いします。

③立会いの結果、手直しや補修等の必要がなければ、「工事竣工届」を提出していただき、手続きが完了となります。

※裏面の写真撮影チェック表を参照

手続きの流れ

	施工者	区役所	備考
道路自費工事申請	申請 →	承認	
↓ 「工事着手届」	提出 →	受理	正本・副本1部ずつ提出 (受理後副本返却)
↓ **(1)施工前立会**	**影響立会**		※施工者、ライフライン事業者、区職員で立会
↓ 工事施工	施工		
↓ **(2)施工後立会**	**竣工立会**		※施工者、区職員で立会 (工事記録写真の確認含む)
↓ 「工事竣工届」	提出 →	受理	正本・副本1部ずつ提出 (受理後副本返却)

連絡先
台東区役所 道路管理課 掘削指導担当
電話 03-5246-1314

写真撮影チェック表

※工種ごとに写真撮影してください。
※黒板には「日付、工種、前・中・後の区別」を記載して下さい。

工　種	撮影項目
全景又は代表部分写真	□施工前
	□施工後
アスファルト舗装	□床付け寸法
	□路盤の敷均し・転圧（厚10cmごと）
	□プライムコート散布
	□基層の敷均し・転圧
	□タックコート散布
	□表層の敷均し・転圧
	□仕上げ（路面標示・カラー舗装）
インターロッキングブロック舗装	□床付け寸法
	□しゃ断層用砂の敷均し
	□路盤の敷均し・転圧
	□基層の敷均し・転圧
	□透水シート敷設
	□敷砂の敷均し
	□インターロッキングブロック敷設
	□仕上げ（珪砂目地詰め）
街きょ/L形側溝/歩道止石/境石/植樹帯縁石	□床付け、砕石敷均し・転圧、基礎コン形状寸法
	□敷きモルタル
	□ブロック据付
	※街きょブロックのペイントは復旧すること。
L形用集水ます	□床付け、砕石敷均し・転圧
	□ます据付
	□取付管の敷設、接続部
	□厚10cmごとの埋戻し・転圧
	※縁塊・ふたの形状寸法は区職員の指示によること。
道路付属物（防護柵/標識/街路灯/カーブミラー）	□床付け、砕石敷均し・転圧、基礎コン形状寸法
	□部材据付
	※防護柵は、所定位置に反射テープを張り付けること。
	※撤去時は基礎コンを含め全て撤去すること。